

## 令和5年ふぐ処理師試験受験案内

### 1 試験日時及び場所

区分	日 時	場 所	備 考
学科試験	令和5年10月10日(火) 集合時間：午後1時 (試験時間：午後1時30分から)	名古屋調理師専門学校 名古屋市瑞穂区新開町 5番3号	終了後ふぐの種類鑑別試験を行います。
実技試験	令和5年10月11日(水) 令和5年10月12日(木)		日時は受験者ごとに受験票により指定します。

### 2 試験内容

学科試験 (60分間)

- (1) 水産食品の衛生に関する知識
  - ア 食品衛生学
  - イ 衛生法規 (愛知県ふぐ取扱い規制条例等を除く)
- (2) ふぐに関する一般知識
  - ア 関係法規 (愛知県ふぐ取扱い規制条例等)
  - イ その他ふぐに関する知識

実技試験

- (1) ふぐの種類鑑別 (2分間)

出題された実物のふぐ (5種類) の種類名を選択し、解答する。

- (2) ふぐの処理 (20分間)

ふぐの各部位を「条例※による可食部分」と「条例※で販売禁止の臓器」に区別し、各部位の名称を留意してある札で解答する。

※愛知県ふぐ取扱い規制条例

### 3 受験手続

- (1) 受付期間

令和5年8月21日(月) から8月25日(金) までの午前9時から午後5時まで

- (2) 受付場所

愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課 (愛知県自治センター9階)、県内 (名古屋市を除きます。) の保健所・保健所保健分室、保健所駐在及び新城保健所設楽出張窓口 (開所時間内に限る)、ただし、豊橋市保健所にあつては豊橋市内、岡崎市保健所にあつては岡崎市内、豊田市保健所にあつては豊田市内、一宮市保健所にあつては一宮市内に住所を有する方のみ受付をします。

※願書は原則として受験者本人が持参してください (郵送では受け付けません。)

### 4 提出書類

- (1) 受験願書 (所定の様式を用いてください。)

- (2) 写真 (出願前6か月以内に正面向、上半身、脱帽、無背景で本人のみを撮影した縦4.5cm、横3.5cmのものを所定欄に貼付してください。)

### 5 受験手数料

**10, 100円 (納付された受験手数料はお返しできません。)**

手数料分の愛知県収入証紙 (愛知県収入証紙売りさばき場所にて購入できます。) を願書の所定欄に貼付して納付してください。(消印はしないでください。)

### 6 携行品

- (1) 学科試験は、受験票、筆記用具 (鉛筆、消しゴム、黒又は青のボールペン)、腕時計等 (時計機能のみものを使用してください。携帯電話等は使用できません。)

- (2) 実技試験は、受験票、白衣、まえかけ、帽子 (紙製可)、包丁、ふきん2枚以上、**700g程度のトラフグ又はカラス1尾**

※実技試験用のふぐについては、未処理のふぐを持参してください。

※まな板 (合成樹脂製) は、当方で用意します。

## 7 合格発表

令和5年11月10日（金）に県内（名古屋市を除きます。）の各保健所・保健所保健分室、保健所駐在及び新城保健所設楽出張窓口（開所時間内に限る）、愛知県県民相談・情報センター、東三河総局広報コーナー、各県民事務所（知多、海部及び西三河）、新城設楽振興事務所広報コーナー及び愛知県のウェブページ（<https://www.pref.aichi.jp/>）に掲示するほか合格者に通知します。電話等による合否、受験番号等の問い合わせには、一切お答えできません。

合格発表日から1か月間、ご自分の試験結果（総合得点及び科目別得点）をご覧いただけます。ご希望の方は、受験票と運転免許証など受験者本人であることを確認できる書類をご持参の上、愛知県県民相談・情報センター（愛知県自治センター2階）にお越しください。なお、個人情報保護のため、代理の方にはお見せできません。

## 8 注意事項

- (1) 試験会場は、全面的に禁煙です。
- (2) 遅刻の場合は、受験できない場合があります。
- (3) 必ず実技試験用のふぐを用意の上、当日持参してください。（あっせんは行いません。ふぐを購入する際は、受験票を提示し受験用に使用する旨を販売者に申し出てください。）  
**※実技試験用のふぐについては、未処理のふぐを持参してください。**
- (4) 虚偽の記載をした受験願書を提出したことが判明した場合には、受験及び合格を取り消すことがあるとともに、有印私文書偽造等の罪にも問われることがあります。
- (5) 台風の影響により、暴風警報の発令、公共交通機関の不通等が生じた場合の試験の延期については、試験当日午前10時30分までに決定し、愛知県のウェブページ（<https://www.pref.aichi.jp/>）に掲載します。ウェブページ又は保健医療局生活衛生部生活衛生課に問い合わせ確認してください。
- (6) その他不明な点については、保健医療局生活衛生部生活衛生課（電話 052-954-6296 ダイヤルイン）、県内（名古屋市を除きます。）の各保健所・保健所保健分室等へお問い合わせください。
- (7) ふぐ処理師免許の申請には、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条の規定に該当する必要があります。

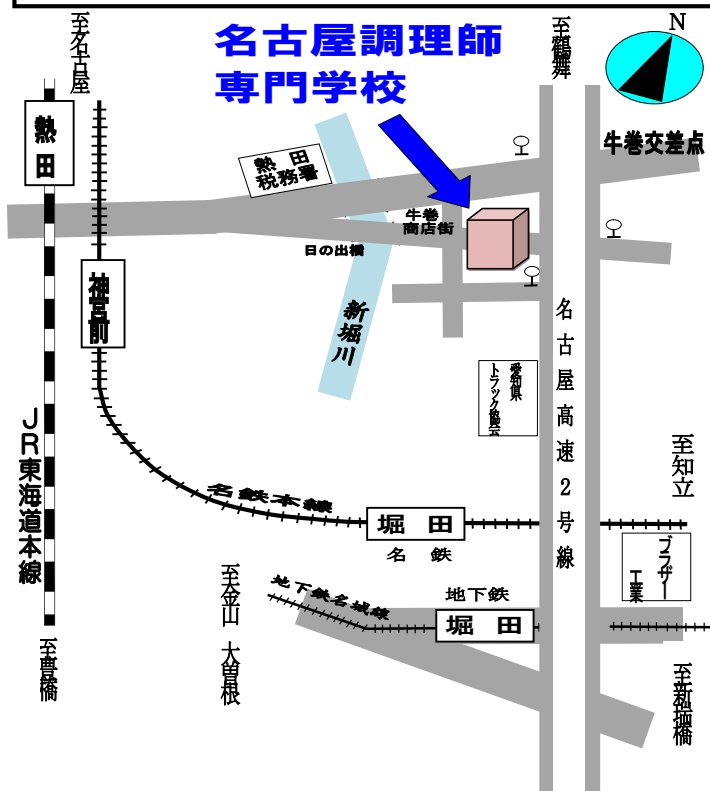
## 試験会場案内図

○試験会場となる学校等への直接の問い合わせ等は行わないでください。

○試験会場へは、公共交通機関をご利用ください。

**※試験会場及びその周辺には、駐車場はありません。**

○試験会場付近で電報等のあっせんを行っている者は、愛知県とは一切関係ありません。



地下鉄「堀田」下車徒歩15分  
名鉄「神宮前」下車徒歩10分  
"「堀田」下車徒歩10分  
J R「熱田」下車徒歩20分  
市バス「牛巻」下車徒歩2分